

《論 説》

代理受領の法律関係（1）

辻 伸 行

はじめに

- 一 代理受領委任契約の「承認」の法的意義
 - 一 判例の概観
 - 二 学説の概観
 - 三 問題点とその検討（以上本号）
- 二 代理受領権者による第三債務者に対する責任追及
- 三 第三者が現われた場合の代理受領の効力

おわりに

はじめに

いわゆる代理受領は、周知のように金融機関等でしばしば利用される債権担保の一手段であり、担保の目的とされる債権に譲渡禁止ないし質入禁止の特約が付いている等、債権の譲渡担保・債権質の設定が困難であるとされる事情のある場合に、それにもかかわらず債権を担保にとる方法として慣行上発生し発展してきた担保手段である¹⁾。（なお、以下では便宜上、債権者＝受任者＝代理受領権者を甲、債務者＝委任者を乙、乙に対し債務を負う第三債務者を丙とする。）代理受領によって債権担保の目的を達するための具体的手続としては、債権者甲が自己の債権を担保するため債務者乙の第三債務者丙に対する債権の取立てないし受領の委任を受け、さらにこの委任につき第三債務者丙の「承認」

1) 代理受領が担保手段として利用されるようになった理由、またその発生・発展の経緯の概略については、松本恒雄「代理受領の担保的効果(上)」判例タイムズ423号32頁以下、伊藤進・銀行取引と債権担保 291頁以下を参照。

を得たうえで、直接第三債務者丙から債務者乙の債権についての支払いを受け、受領した金額を自己の債務者乙に対する債権の弁済に充当する、という方法がとられる。そして、標準的な代理受領では、債権者甲・債務者乙間の委任契約において、債権担保のための取立てないし受領の委任であるから債権者債務者双方の合意がなければ契約を解除しえない旨、他の者に重ねて委任しない旨および委任者＝債務者乙は受領しない旨の特約をするとともに、その特約諸条項を記載し、かつ受任者甲にのみ支払ってほしいとの第三債務者丙に対する依頼の文言を記載した委任状に第三債務者丙より「承認」の奥書きを受ける、という形式がとられる。

このようにして債権回収の確保をはかろうとする代理受領について、古くはその担保的機能に即した効力²⁾を否定する裁判例が少なくなかったが、今日ではそれを肯定する立場が判例としては確立しているといえるし、また金融実務家の主張はもちろん、ほとんどの学説も代理受領の担保的効力を肯定してきた。しかし、それにもかかわらず、代理受領は具体的にどのような効力を持つものなのか、特に、第三債務者丙が代理受領委任契約を承認することによってどのような効果が生ずるのか、という点になると種々の見解が主張されいまだ一致しているとはいえないし、またそれらの見解において十分掘りさげた議論がなされているともいえず、なお検討しなければならない点が少なくないようと思われる。

ところで、代理受領で最も問題になるのは、第三債務者丙が代理受領委任契約を承認したにもかかわらず、債権者＝受任者甲に支払わず債務者乙に支払ってしまった場合に、債権者甲は第三債務者丙に対していかなる責任を追及しうるか、という点である。そして、債権者甲が第三債務者丙に対し責任を追及する場合、その根拠を第三債務者丙の承認に求めるのが常であり、それゆえ、その責任追及がどの範囲で可能であり、どのような方法で行なわれ、どのような

2) ここでいう担保的機能に即した効力とは、第三債務者が代理受領委任契約を承認しているにもかかわらず債務者に支払ってしまった場合でも、債権者はなお第三債務者に対してなんらかの請求（たとえば再度の支払請求あるいは損害賠償請求）をなしうるとすることにより債権者の債権が实际上確保される、という程度の意味であり、第三者との関係で優先弁済的効力まで認める意味ではない。

内容を持つのかといった諸点につき、「承認」の意義ないし法的効果を中心にして議論されてきたのである。すなわち、第三債務者丙は代理受領委任契約を承認することによりなんらかの義務を負うのか、負うとするといかなる義務を負うのか、という問題が代理受領の法的効果とりわけ債権者甲の第三債務者丙に対する責任追及の可否・方法・内容等を考える前提となっていたのである。そこで、本稿では、まず第三債務者丙の承認はどのような法的意義を有するものと考えられてきたかについて判例・学説を概観するとともにその問題点を検討し、次いでこれを前提に債権者甲の第三債務者丙に対する責任追及の可否・方法・内容等について検討する。そして最後に、以上の問題との関連の中で、代理受領は第三者（代理受領の目的となっている債権の譲受人・差押債権者、ないし第二の代理受領権者等）との関係でいかなる効力を有するものと解すべきかについて考えていくことにする。

一 代理受領委任契約の「承認」の法的意義

一 判例の概観

代理受領に関する判例の整理は、従来しばしば、主として代理受領の法的性質がどのように捉えられているか、という視点からなされてきているが¹⁾、ここでは、その法的性質につき訴訟の当事者によりどのような主張がなされたかあるいは裁判所によってどのような判断がなされたか、ということよりも、第三債務者である丙は代理受領委任契約を承認することによって甲に対し義務を負うのか、負うとすればどのような義務を負うのか、という承認の法的効果を中心に、具体的事實関係を踏まえつつ裁判例をみていくことにする。

1 代理受領についての初期の裁判例においては、代理受領という一種の担保方法の形式が実務において十分に確立されていなかったこともあって、一部を除く多くの裁判例が、丙の承認があっても丙は甲に対しなんらの義務も負わ

1) 中馬義直「債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約の法律的性質」神川法学1巻1号60頁以下、長尾治助「代理受領に関する判例の概観」手形研究123号4頁、杉田洋一・最高裁判所判例解説（民事編）昭和44年度117頁、三島宗彦・民商法雑誌62巻4号719頁、松本・判例タイムズ423号35頁以下参照。

ないとしている²⁾。しかし、承認による丙の義務負担を否定する裁判例を仔細に検討してみると、丙が甲乙間の代理受領委任契約を承認しても理論上甲に対し義務を負うことはありえない、とするのではなく、それぞれの具体的事案の特殊性に即して丙の義務を否定している裁判例が多いという点に注意しなければならないよう思う³⁾。たとえば、

①①大分地判昭和32年6月17日金融法務事情（以下、金法と略記する）145号6頁⁴⁾は、甲乙間の代理受領の委任状の末尾に丙が「右承認する」という奥書をしても、甲と丙との間に拘束力を有する法律関係は生じない、と判示しているが、丙の承認した委任状には、担保のための委任である旨、甲乙間の委任契約は双方の合意がなければ解約しえない旨、および丙は甲にのみ支払い乙へは支払わない旨等の記載がなされていなかった事案のようである⁵⁾。したがって、単なる受領委任と推認されるような契約を承認したことから丙が甲に対し支払義務を負うすることは、丙が支払義務を負うことについてとくに甲による立証がなされないかぎり、困難であるとされたのであろう。この点につき、

②東京地判昭和36年2月4日金法268号5頁は注目されてよい。すなわち、

2) 本節前注1)に掲げた文献参照。

3) すでに網本浩幸「代理受領の法律関係」企業法研究264輯27頁、甲斐道太郎「代理受領・振込指定」加藤一郎編・銀行取引法講座下巻294頁が、この点を指摘している。

4) 事案は、丙が代理受領の委任状に承認した旨の奥書をしたことにより、甲丙間に丙が乙に対して負っている代金債務につき直接甲に支払うべき義務を負う一種の無名契約が成立したとして、甲は丙に対しその代金の支払いを請求したが、すでに丙は乙に対して支払い等をなしていたというものである。

5) 東京地判昭和32年7月12日金法147号5頁、東京地判昭和36年5月6日金法275号8頁、大阪高判昭和38年1月21日金法333号6頁、東京地判昭和39年3月30日下民集15巻3号684頁（後掲最判昭和44年3月4日の第一審判決）、最判昭和40年12月21日手形研究104号38頁等も同様に、委任状に担保の趣旨、解除制限条項、甲にのみ支払ってほしい旨等の記載がなかったか、あるいはなかったと推察される事案において、甲の請求が斥けられている。もっとも、これらのうち東京地判昭和39年3月30日は、担保を目的とする契約である旨が丙の承認を得る際に口頭で丙に伝えられており丙もそのことを十分認識していた、という事実のみられる事案であり、このような事情を考えると、甲の請求を斥けてよいかどうか、その判断に迷う微妙なケースであったと思われる。

代理受領の法律関係(1)

この事案では、委任状に担保のためである旨、解約制限条項、甲にのみ支払ってほしい旨の文言が記載されていなかったほか、甲乙丙三者の話し合いで「乙には支払わずに甲に支払ってくれ」という意味の言葉は用いられず、ただ「甲の方へ直接支払ってくれ」あるいは「宜しくお願ひします」といった程度であり、「丙としては、唯直接甲の方へ支払ってくれとの申込を受けたにすぎず、乙丙間の授受を禁ずる旨の明確な申込を受けたわけではなかったので、別に乙への支払を禁ずるものではなく、唯甲が乙の代理人として弁済受領に来た場合には甲に支払ってくれといった程度の申込と解したうえでこれを承諾したものと認められ」として、甲の丙に対する支払請求を棄却した。その際傍論として、もし甲において自己にのみ支払うべき旨の特約を三者間で締結する意図を有していたとするならば、明確に乙丙間の授受を禁ずる旨の申入をなし、かつ書面にもその趣旨を明らかにしたうえで丙の承認を求めるべきものであった、と判示している⁶⁾。したがって、本判決では委任状に、担保のための受領委任である旨や、乙には支払わずに甲にのみ支払ってほしい旨等の記載をすることなくして、丙の承認を受けたものであるところに、丙の承認にもかかわらず丙は甲に対しなんらの義務も負うものではないとされた理由があった、といえるであろう。

②しかし、初期の裁判例のうち承認の法的効果を認めない事案のすべてにおいて、上述のような委任状の記載の不備、それに加えて丙が甲に対して義務を

6) なお、大阪地判昭和43年8月15日金法526号31頁は、丙は承認したにもかかわらず乙に支払ってしまったので、甲から債務不履行責任を追及された事案であるが、甲の請求を斥けるにあたり一般論として次のように判示する。すなわち、代理受領「の委任が受任者のみに弁済受領の権限を付与し、委任者は代金を受領せず、かつ委任者に弁済しても受任者に対する関係では右弁済によって免責されない趣旨であることを逐一第三債務者に明示し、そのうえで受任者のみに弁済するの承諾を得る、という必要があり、」このようにして承認を得るのでないかぎり、甲は代理受領を丙に主張しない、と判示した。この事案では、丙が承認する際、乙が甲の方からの依頼で書面（代理受領依頼書）の趣旨を承認してもらいたい旨を丙に対し申し出ただけで承認を求める理由を告げなかったうえに、甲と乙が同道のうえ代金を受け取りに行く旨の特約が書面に記載されていたこともあって、裁判所は弁済の相手方を一義的に確定したとは認め難いとして、丙の責任を否定する。もっとも、この書面に甲乙双方が同意のうえでなければ解除もしくは変更しない旨も記載されていたという点を考えると、結論については若干異論の生ずる余地があろう。

負担する趣旨で——あるいはそこまでいわなくとも、担保のためであること、したがって、乙に支払うと甲の利益が害されることを十分認識したうえで——承認したものであるということを甲の側で立証しえなかつたことから、甲の請求が棄却されているわけではなく、次のような裁判例もある。

(i)受領の委任が担保の目的でなされていることが丙において明らかであった事案であっても、その代理受領委任契約を正面から担保契約（たとえば質権設定契約）と認めるべきである、という原告（甲）側の主張を排斥して、甲の請求を棄却している例がある。すなわち、

③東京高判昭和27年10月30日下民集3巻10号1511頁は、甲乙間の代理受領に関する委任状に、甲へ直接支払われたきことを丙に依頼する旨⁷⁾およびこの委任契約は甲乙双方の連署によらなければ解除しえない旨の記載がなされていた事案であるが、それにもかかわらず甲（銀行）の丙に対する支払請求を棄却している。当時において代理受領という担保方法がしばしば金融界で利用されていたとはいえ、いまだ十分成熟した制度として確立していなかったこともあってか、甲の側では、代理受領委任契約とその承認は質権の設定とその承諾である、という主張を行ったのに対し、本判決は次のように判示してその主張を斥けた。すなわち、「乙が甲より金融を受けるに際し、若し事実本件債権に質権を設定する趣旨であったとすれば、何よりも取引の正確を尊ぶ健実なる銀行業者としては特別の事情なき限り質権設定契約書を作成し債権証書があればこれを差入れさせ、且つ第三債務者たる丙に対しては民法の規定に従い質権設定の通知をするかその承諾を求め、以って後日の紛糾を防止する措置を探るのが常識上当然である」と述べている。たしかに、専門的知識を有しているはずの銀行等の金融機関が不明確な手段をとって質権を設定する必要はないはずであり、また質権を設定する場合にはその旨を書面に明示して契約をなすのが通常であろうから、質権の設定を欲するのであれば、それなりの方式を踏むべきであり、

7) このこと自体からは、丙の乙への支払いが禁ぜられているということは必ずしも明らかではないが、委任状の他の記載事項等から担保のための契約であることが比較的はっきりとしているので、委任状の記載事項全体から丙は乙に支払わず甲にのみ支払ってほしい趣旨であることが理解できる事案であった、と思われる。

代理受領の法律関係(1)

またそうすることは金融機関にとって容易に可能であるといえよう。そうであるとするならば、本判決は、甲が代理受領自体の効力を前提にして丙に対する支払請求をしたのでなく、代理受領は債権質権の設定とその承諾であるという主張を前提に請求したために裁判所は甲の請求を棄却せざるをえなかつた事案である、と考えることができるであろう⁸⁾。現にその後、この事件について甲は請求の理由づけを変えて再度丙を相手に訴を提起しており、裁判所は一般論としてではあるが、甲の請求の認容される可能性があることを判示しているのである⁹⁾。

(ii) あるいはまた、

④浦和地判昭和35年6月23日下民集11巻6号1362頁も③の事案と同様、甲乙間の委任契約は担保を目的とするものであるから甲乙双方の連署によらなければこの契約を解除しえない、という趣旨の文言がその委任状に記載されていた事案である。それにもかかわらず、丙の承認によって丙は甲乙間の一種の担保契約に加入し、三者間で丙の乙に対する債務の支払方法につき乙に支払わないで甲にのみ支払う旨の契約が成立したものと認めることはできないとし、また、丙の承認により丙は甲にのみ支払う義務を負うという事実たる慣習もないとして、甲の請求（乙に支払うことにより受領の目的となっている乙の丙に対する債権を消滅させた、ということを理由とする損害賠償請求）を斥けている。たしかに、判決理由は、このような委任状に承認の奥書をしたとしても丙は甲にのみ支払うべき義務を負わないとしており、承認の法的効果を一般的に否定しているともとれよう¹⁰⁾。しかし、具体的な事案との関連でこの判決をみた場合、その判決理由が展開されるについては、甲は乙に対する貸付金の大部分の弁済

8) そのほか、前掲東京地判昭和32年7月12日、前掲大阪高判昭和36年5月6日、前掲大阪高判昭和38年1月21日では、甲は代理受領委任契約とその承認を債権譲渡とその承諾であると主張したが、やはり質権の設定の主張と同様、その主張は斥けられている（もっとも、これらの裁判例における事案では、委任状の記載が不備であったという事情もある）。

9) 後掲⑭東京地判昭和31年11月30日。この訴訟において甲は、甲乙丙の三者間に、丙は乙に支払わざず甲に支払うこととし甲はこれをもって乙に対する貸付金の回収にあてる旨の契約が成立した、と主張した。しかし、前訴の判決の既判力に触れることが等を理由に、甲の請求は斥けられている。

をすでに直接乙から受けており、乙が支払いを怠るまで一度も丙に支払いを請求したことがなく、しかも丙が自己の乙に対する債務を乙に弁済していることを甲は知っていたというような諸事情が、かなり考慮された、と考えることができるので、かのような事情を勘案するとその結論が妥当であることは首肯しえよう¹¹⁾¹²⁾。

以上のように、代理受領委任契約を丙が承認してもなんらの法的効果も生じないとする裁判例のうち多くのものにはそれなりの特殊事情が存在していた、という点に留意すべきであろうし¹³⁾、一概にそれらの裁判例が不当な結論を導いているということもできないように思う。

2 これまで、比較的初期の裁判例のうち丙の承認による法的効果を認めないものを見てきたが、これを認めようとする裁判例もいくつかみることができる。すなわち、

⑤東京地判昭和34年6月24日金法244号19頁は、その事実関係は必ずしも明らかでない（ことに、委任状にどのような事項が記載されていたか全く不明である）が、甲は乙に対する貸金債権を担保するため、甲乙丙の三者間に乙は自己の丙に対する工事報酬債権の受領権限を甲に与え丙はその報酬金を乙に支払うことなく甲に支払う旨の約束ができた、という甲の主張を認め、その報酬金を乙に支払ってしまった丙に対する——債務不履行による——甲の損害賠償請求を認容している。したがって、この判決では、丙が甲乙間の報酬金受領に関する委任契約を承認することにより、丙は乙に支払ってはならず甲にのみ支払

-
- 10) それゆえ、この点からこの判決の結論に反対する論者もみられる（長尾・手形研究123号7頁、中馬・神奈川法学1巻1号66頁以下、堀内仁「代理受領権の第三債務者による侵害」金法249号1頁以下）。
 - 11) なお、その後類似した事情のある事案（甲自身は乙の丙に対する債権の取立てについて全く関与せず、その取立ておよび乙の甲に対する債務の弁済はもっぱら乙自身が行ってきたものであり、丙の乙に対する支払いについてなんらの注意も関心も示さなかつたというもの）で、やはり丙の承認の法的効果を否定した最高裁判決（最判昭和43年6月20日金法522号27頁）がある。
 - 12) この点は、すでに三島教授等によって指摘されている（三島・民商62巻4号719頁以下、甲斐・前掲論文294頁、松本・判例タイムズ423号35頁）。もっとも、この点の事情を過大視するのは不当であるという主張（中馬・神奈川法学1巻1号67頁）も見られないではない。

代理受領の法律関係(1)

うべき義務を甲に対し負うことになるとし、これを三者間の契約と構成している、ということができよう。

⑥ 神戸地決昭和40年2月19日判時400号44頁は、乙についての会社更生手続開始の申立てがあった後になされた代理受領委任契約とその承認に基づき、甲が丙から乙の丙に対する債権についての支払いを受けたことに対し、乙の管財人が否認権行使した事案¹⁴⁾において、一般論としてではあるが、丙の承認の法的効果に触れ、丙は甲乙間の代理受領委任契約を承認することにより「甲にのみ請負工事代金を交付すべき義務を甲に対して負担したものと解するのが相当である」という。そして、このことを前提にして、この委任契約は実質的には債権譲渡、質権設定と同一の目的を達するためのものであり、更生手続開始の申立て後になされた更生債権等を害する行為であるから会社更生法第78条

-
- 13) もっとも、このような事情もなく、しかも委任状に委任契約に関する解除制限の文言の記載があり、かつその委任契約が債権確保のためのものであることを丙が十分知悉して承認の奥書をしたと思われる事実関係において、丙の承認は単なる代金の受領委任を承認したにすぎないものであるとして、丙の甲に対する義務を認めない判決（最判昭和42年2月17日金融商事判例59号9頁）もみられる。しかし、この判決には疑問があると思われる。すなわち、乙丙間の工事請負契約書には工事代金債権の譲渡を禁止する特約のほか、代金受領を第三者（甲）に委任しようとすると丙は丙の承認を得なければならない旨の特約が明記されているように、債権譲渡と受領委任とについて峻別して約定されている場合には、丙の承認があっても、単なる代金の受領委任を承認したにすぎず甲丙間になんらの法的効果も生ぜしめないと判示する。しかし、そうであるとすると、乙が甲に受領の委任をする場合に、なんらの法的効果も生ぜしめない承認をなにゆえ約定で要求するのであろうか。そのような意味での承認にすぎないのであれば丙が承認をわざわざ約定で要求する必要はないであろうし、約定すること自体問題である。受領を委任する場合にその承認を要求したのは、むしろ、債権担保の手段として利用されているいわゆる代理受領を念頭において、丙は承認することにより義務を負うということを前提に考えていたからではなかろうか。そうであるとすると、この判決の理由づけに合理性があるとはいえない。それにもかかわらず、そのような約定がある場合に、なお、丙が承認してもなんらの法的効果を生ぜしめるものではないというのであれば、それなりの実質的理由づけを必要としよう。
- 14) この事案では、丙の乙に対する債務につき直接甲に支払い甲以外の者へは支払わないよう依頼する旨、および甲乙間の合意のないかぎり委任契約を解除・変更しない旨の文言が記載されている甲乙の連署した書面（工事代金支払依頼書）に、丙による承認の奥書がなされており、債権担保を目的とする代理受領であることが比較的明確であるといえよう。

1項2号により否認することができる、と判示する。

⑦大阪高判昭和43年3月22日判時531号31頁も⑥と同様に否認権の行使が認められるかが問題となった事案において、一般論としてほぼ同旨の判示をしている。すなわち、「代理受領契約は融資者の債権担保のためになされる点に着目すると、債権質権の設定そのものではないが債権質権類似の効力の発生を狙った三者間の無名契約でありこれによって、請負人は注文者に対し代金の請求ができず、注文者は、融資者に対してだけ代金を支払う義務が生じる」と判示し、丙は甲乙間の代理受領委任契約¹⁵⁾を承認することにより甲に対し契約上の義務を負うことを認めている¹⁶⁾。

なお、⑧神戸地竜野支判昭和36年11月6日下民集12巻11号2659頁は、代理受領の目的となっている乙の丙に対する請負代金債権が乙丙間の請負契約の解除により消滅したことから、甲は債権の担保を失い債権の回収を困難にしたとして、丙に対し不法行為による損害賠償を請求した事案において、傍論として—代理受領委任契約とその承認を「第三者のためにする契約」と構成することによってではあるが—丙の承認により丙は甲に対し支払義務を負うと判示している。ただし、その契約解除は乙の責に帰すべき事由に基づく（合意）解除であるから、この解除をもって甲に対抗しうるとして、甲の請求を棄却している。

3 このように、丙が代理受領委任契約を承認することにより、丙は乙に支払ってはならず甲にのみ支払うべき義務（不作為義務と支払義務）を負う、と

15) この契約に関する委任状には、甲乙双方の合意のないかぎり委任契約を解除しない旨および乙は一切丙に受領の申出をしない旨の文言の記載がなされていた事案である。

16) もっとも、この判決は⑥と同様に否認権の行使を認めた事案ではあるが、⑥の事案と若干ニュアンスを異にしている。すなわち、⑥では代理受領が債権譲渡、債権質権の設定と同一の目的を達するためのものであることが強調されたのに対し、⑦の事案では乙が支払停止処分を受ける前に甲乙間で代理受領委任契約が締結されるとともに丙によりその承認がなされていたので（破産法72条2号参照）、—甲が乙の支払停止の事実を知りながら、強制執行（差押転付）の方法で乙の丙に対する債権を取得することにより自己の乙に対する債権の満足を得たことに対し、乙の破産管財人が否認権の行使を主張したのであるが—否認権行使を認めるに際し⑥の場合とは逆に、代理受領は債権譲渡あるいは債権質ではないという点が強調された。

代理受領の法律関係(1)

いうことを認める下級審裁判例¹⁷⁾がしばしば現われてくる過程で、丙が承認することにより丙の甲に対する義務が生ずるとする最高裁判決が現われ、これに従うと思われる下級審裁判例も現われるに至ったが、これら裁判例の判示する義務の内容は必ずしも一様ではない。すなわち、

⑨最判昭和44年3月4日民集23巻3号561頁は、丙が代理受領委任契約を承認したにもかかわらず、代理受領の目的となっている請負代金を乙に支払ってしまったことにより、甲は自己の乙に対する債権の回収ができなくなったとして、丙に対し不法行為による損害賠償を請求した、という事案において、次のように判示する。すなわち、丙が乙の丙に対する債権（請負代金債権）が担保の目的となっていることを知って代理受領を承認している場合には、「甲は、甲が丙から右請負代金を受領すれば、〔甲の乙に対する〕右手形金債権の満足が得られるという利益を有すると解されるが、また、右承認は、単に代理受領を承認するというにとどまらず、代理受領によって得られる甲の右利益を承認し、正当の理由がなく右利益を侵害しないという趣旨をも当然包含するものと解すべきであり、したがって、丙としては、右承認の趣旨に反し、甲の利益を害することのないようにすべき義務があると解するのが相当である。」（〔 〕内は筆者による付記）とし、丙はこの義務に違反し過失により乙に支払ってしまったのであるから、甲に対し不法行為責任を負うと判示した¹⁸⁾¹⁹⁾。この判決では、丙の承認により丙の甲に対する義務が生ずることを認めてはいるが、この義務がいかなる内容のものであるかについて十分に明らかにされているとはいひ難い。ことに、丙が甲に対し支払義務を負うかどうかについては直接触れ

17) なお、前項で掲げた裁判例のほか、承認による法的効果を認めるものとしては、東京地判昭和32年3月19日下民集8巻3号512頁が、傍論として丙の承認により丙は甲との間で甲以外の者に支払ってはならないことを約したものである旨を判示しているが、丙は承認することにより甲に対し支払義務をも負うかどうかについては明言されておらず、この点必ずしも明らかではない。

18) 本件は、委任状に解約制限条項、甲にのみ支払ってほしい旨の文言等の記載はなかったが、丙は代理受領委任契約が債権担保のためのものであることを十分認識していた、という事案である。なお、本節前注5)参照。

19) なお、本件の原審である東京高判昭和41年3月7日も丙の甲に対する不法行為責任を肯定しているが、丙が承認したことの法的意義なり効果についてはなんら言及していない。

ていないので、この判決からは、丙が承認することにより丙の甲に対する支払義務が生ずるかどうか、なお明らかでない²⁰⁾。ただ、本判決において、丙は承認することにより甲に対し甲の担保的利益を侵害することのないようにすべき義務を負う旨判示したのは、丙の不法行為責任を認めることとの関連で丙の義務の内容を捉えたからであり、ここで判示された義務の内容を一般的にいえば、丙が乙に対する支払い等により乙の丙に対する債権を消滅させることによって甲の債権の回収を困難にしてしまうことのないようにすべき義務であるといえよう。そして、このような義務の具体的な側面として、乙に支払ってはならないといいう一種の不作為義務を肯定するものと考えることもできるのであろう。そうであるとするならば、それまでのいくつかの下級審裁判例で丙が承認することによって負うとされてきた、丙は乙に支払ってはならず甲にのみ支払うべきであるという義務（不作為義務・支払義務）のうち、少なくとも甲の不法行為法上の救済において不作為的な側面で丙は甲に対し義務を負うことを最高裁が確認した、ということができるのではなかろうか。

その後の裁判例には、この最高裁判決に沿った処理をしていくものが見られる。すなわち、

⑩大阪高判昭和44年7月17日判時590号46頁は、丙が甲乙間の代理受領委任契約²¹⁾を承認したにもかかわらず、丙が乙に支払ってしまったため、甲は損害を被ったとして丙に対し不法行為による損害賠償を請求したという⑨と類似した事案で、⑨と同旨を判示し丙の不法行為責任を認めている。また、

⑪東京地判昭和46年3月23日判時640号63頁も、丙が自己の乙に対する債権をもって代理受領の目的となっている乙の丙に対する債権を相殺した事案にお

20) もっとも、この最高裁判例は「実質的にみて、代理受領権者への支払義務を承認したものといいうる」と述べる論者（三島・民商62巻4号724頁）もみられる。しかし、杉田氏（杉田・前掲140頁）もいうように、本件では、甲が不法行為という構成で丙に対する責任を追及していったため、丙の支払義務について特に触れる必要がなかったと考えられ、したがって、承認により丙の甲に対する支払義務が生ずるかについて本判決では判断されていない、と解するのが、この判決の率直な理解の仕方であると思われる。

21) この委任契約に関する「代理受領依頼書」に、甲乙双方の同意がなければこの契約を解除しない旨の条項が記載されていた事案である。

代理受領の法律関係(1)

いて、「丙は甲に対し、単に甲に代理受領権のあることを承認したにとどまらず、正当の理由のない限り、甲に対して、代理受領委任の目的となっている乙に対する右商品代金を現実に支払提供し、甲の乙に対する商品代金債権の回収に協力すべき義務を負ったものと解すべきであ」と判示して、丙の甲に対する不法行為責任を認めている。

もっとも、⑩の事案における甲の丙に対する不法行為責任の追及は予備的請求であり、甲の主たる請求としては、——代理受領とその承認は甲乙丙の三者間の債権質に類似する無名契約であるとし、これに基づき——丙に対し履行請求ないしはこれにかわる損害賠償の請求がなされている。そして、この主たる請求に対して裁判所は、丙が代理受領を承認したことによって甲に対し直接に契約上の積極的な履行義務を負担するものと解することはできない²²⁾、と判示して、甲の丙に対する請求を認めない。したがって、⑩の判決は、丙の承認により丙は甲の担保的利益を侵害してはならない義務すなわち乙に支払ってはならないという不作為義務を甲に対して負うが、甲に対し支払義務を負うものではない、ということを明言した裁判例として注目されてよい。これに対し、⑪の判決では、すでに引用したように、丙の承認によって丙は甲に支払提供し甲の乙に対する債権の回収に協力すべき義務を負うと判示することによって、丙の甲に対する義務履行の具体的な方法を明らかにしているが、この判決でも、——丙がこの義務に違反して相殺により乙の丙に対する債権を消滅させることは丙の債務不履行ないし不法行為になる、としているのであるから——⑨の判決と同様の意味での乙に支払ってはならないという不作為義務を認めていると解しえよう²³⁾。

⑫さらに、近時の最判昭和51年7月19日金法801号33頁は、乙がすでに代理

22) その理由として、受任者甲の権利行使はあくまで代理人としての資格におけるものであり、甲自身に属する債権の行使ではないからであるという。この点については後述する。

23) 本判決のいう甲に支払提供し甲の乙に対する債権の回収に協力すべき義務をもって、丙の甲に対する支払義務を意味すると解する余地があるかもしれないが、それはいさか行き過ぎであろう。

受領の目的となっている債権を再度担保のために代理受領権者である甲に譲渡することが詐害行為になるか否かについて争われた事案において、詐害行為の成立を肯定したものであるが、その判決理由の中で⑨の判決を引用しつつ、「債務者が特定の債権者に対する債務の担保として自己の第三者に対する金銭債権につき右債権者を受任者とする代理受領委任契約を締結し、第三者がこれを承認したときは、債務者及び第三者は、右契約の効力として、受任者に対してのみ弁済の受領を得さしめる義務を負うこととなる」と述べている²⁴⁾。この判決では、契約の効力として甲にのみ弁済受領を得さしめる義務が生ずると判示しているところからすれば、⑨の判決よりも積極的に丙の義務を認めているかのごくであるが、しかし、ここでいう義務も債権の回収を確保することについての甲の利益を害してはならないという義務の具体的な内容として捉えるべきであって、基本的には⑨の判決と同旨（⑨の判決の意味での不作為義務）と理解すべきであろう²⁵⁾。

⑬そのほかの裁判例として福岡地小倉支判昭和48年1月26日判時704号84頁は、丙が甲乙間の代理受領委任契約²⁶⁾を承認していたにもかかわらず、代理受領に基づく甲の丙に対する工事代金の支払請求を拒絶し、代理受領の目的となっている乙の丙に対する工事代金債権を丙の乙に対する債権で相殺した事案において、一般論としてではあるが、「融資者〔甲〕、請負人〔乙〕及び注文者〔丙〕間の代理受領に関する契約は融資者の債権担保を目的とする三者間の無名契約であり、之により請負人は注文者に対し代金の請求ができず、注文者は融資者に対してだけ代金を支払う義務が生じ、且つ請負人は注文者に対し債務

24) 甲乙丙間の関係につき本文のように判示した上で、しかし、他の一般債権者との関係では甲はなんら優先的な地位を有することを主張できるものではなく、目的債権は総債権者のための共同担保を構成することに変わりがないとして、本件の債権の譲渡担保における詐害行為性を肯定している。

25) そのほか東京高判昭和52年4月14日高民集30巻2号69頁も、⑨の判決と同様に代理受領委任契約を承認した丙は「正当の理由がなく代理受領権者の利益を害してはならない拘束を負うものと解すべきである」とも述べている。

26) この事案では、委任状に、甲乙双方の連署をしなければ解約できないこと、また乙は二重に委任契約をなさず、丙は代金の支払いを甲に対してのみなすべきこと等の文言が記載されていた。

代理受領の法律関係(1)

の免除、更改ないし融資者以外の第三者に代金債権の取立委任等当該債権を消滅変更せしむる一切の处分行為をなすべからざる義務を負担する」([甲][乙]〔丙〕および傍点は筆者による付記)と述べ、丙は代理受領委任契約を承認することにより甲に支払わねばならないという支払義務と甲以外の者に支払ってはならないという不作為義務を負うことを認めている。

4 以上のように近時の裁判例では、丙の負担する義務の内容について必ずしも明らかでないところもみられるが、丙が代理受領委任契約を承認した場合には丙は甲に対しなんらかの義務を負わねばならないという態度が一貫してとられているということができよう。すなわち、丙は甲以外の者に支払ってはならないという不作為義務については、——⑨の最高裁判決が前述の意味での一種の不作為義務を認めたものであると解しうるとすると——⑨をはじめとして丙の甲に対する義務を認める近時の裁判例はすべて肯定する態度をとっている。また、丙の甲に対する支払義務、言い換えれば甲の丙に対する支払請求については、言及していないもの(⑨⑪⑫)、あるいはこれを否定するもの(⑩)もあるが、これを肯定する立場をとる裁判例(⑤⑥⑦⑧⑬)も少なくない。そして、これらの義務を認める裁判例は、——必ずしも明確に述べていないものもあるが——丙の甲に対する支払義務ないし不作為義務を丙の承認によって生ずる甲丙間の契約上の義務ないし債務と解しているように思われる。そうだとすれば、丙の甲に対する支払義務については、丙は代理受領委任契約を承認することにより甲に対し契約上の支払義務すなわち支払うべき債務を負うということになり、甲の丙に対する支払請求はこの義務(債務)に相応する甲の丙に対する契約上の請求権(債権)に基づくものであるということになろう(もっとも、このように解する裁判例も、そのすべてが支払請求の可否を問題にした事案ではないことに留意すべきであろう)。このように、甲の丙に対する支払請求を、丙の承認によって生ずる丙の甲に対する契約上の支払義務に基づくものとして肯定していくとする判例の傾向に対して、次の裁判例は注目されてよいであろう。すなわち、

⑭東京地判昭和31年11月30日下民集7巻11号3479頁は、丙が代理受領委任契約を承認したことにより甲乙丙の三者間に丙は代金を乙に支払わず甲に支払う

旨の契約が成立したとして、甲が丙に対しこの契約に基づく支払債務の履行を求めた事案であるが、傍論として次のように判示する。すなわち、「甲主張の三者契約ないしこれから丙が甲に負担するに至った債務なるものは、要するに、右三者間の合意により乙の丙に対する債権につき甲が取立権を与えられ、丙も第三債務者として甲の取立要求に応じることを承認したものに外ならないと解すべきである。」そして、甲の乙に対する債権回収確保のためにこのような取立権を取得したという場合には、甲がこの取立権に基づいて裁判上丙に対し支払請求することは任意的訴訟担当の一種として許される、と判示する。甲の丙に対する支払義務を肯定する近時の裁判例の一般的傾向が、丙は代理受領委任契約を承認することにより甲に対し契約上の支払義務を負うとすることとの関連の中で、甲の丙に対する支払請求を肯定的に捉えようとしているのに対し、この判決では、丙が承認した場合に丙に対して債権を有している乙に代わってこの債権の取立てをなしうる当事者適格が非債権者である甲に認められるか、という訴訟法上の観点から甲の丙に対する支払請求を——傍論としてではあるが——捉えている点に留意すべきであろう²⁷⁾。

二 学説の概観

前節で概観してきたように、比較的初期の裁判例の多くは、丙が代理受領委任契約を承認してもその承認になんらの法的効果も認めようとしない。これに対し、金融実務家¹⁾は当然のことながらつてにこのような判決に反対し、丙の承認により丙は甲に対してのみ支払うべき義務を負うと解すべきである、と主張してきた。学説においても、丙の承認になんらかの効果を認め、丙が甲乙間の代理受領委任契約を承認したにもかかわらず乙に支払ってしまった場合、甲

27) なお、そのほかの裁判例の中にもほぼ同旨を判示していると思われるものがみられる。すなわち、金沢地判昭和27年4月14日下民集3巻4号505頁は、傍論として「甲は債権質を設定した場合は自己自身債権の取立てを為し得るは勿論給付訴訟の当事者ともなり得るのであって本件の担保契約を殆んど債権質に類似する無名契約と解しても亦給付訴訟を当事者として提起しても単純な委任契約の受任者（非弁護士）が訴を提起する場合と異なり許さるべきものと解すべきである」と判示する。また、前掲東京地判昭和32年3月19日も——債権の取立ての意味が必ずしもはっきりしていないが——同様の趣旨の判決といえなくもないようと思われる（なお本節前注17)参照）。

代理受領の法律関係(1)

は丙に対し責任を追及しうるとするものがほとんどであり²⁾、そのうちでも、丙の承認の効果として丙は甲以外の者に支払ってはならず甲に対してのみ支払うべき義務を負うとする見解が多数あるいは通説的地位を占めるに至っている。以下、学説を概観することにしよう。

1 甲乙間の代理受領委任契約を丙が承認することにより、丙は乙に対して負っている債務の弁済として支払うべき代金等を乙にではなく甲に対してのみ支払うべき義務を負う、という見解をとる論者は、——代理受領委任契約とその承認をいかに法律構成すべきかについて触れていないものもある³⁾が——その多くがこれを三者間の契約（三面的な契約）であると解している⁴⁾。たとえば、中馬教授は、丙が代理受領委任契約を承認することによって「Y₂〔丙〕が X〔甲〕・Y₁〔乙〕と一種の契約関係に入ったことを意味する。そして、……この契約関係における三当事者の合意の意味を合理的に推してゆくならば、……

-
- 1) 堀内仁「代理受領権の第三債務者による侵害」金法 249 号 1 頁以下、およびそこ（金法 249 号 3 頁（注 3））に掲げられている文献参照。
 - 2) なお、初期の学説はともかくとして、代理受領委任契約の承認になんらかの法的効果を認めようとする学説は、——代理受領委任が担保手段として確立し定着してきたこともあるってか——一般に委任状に記載される文言についてさほど厳格さを要求していない。債権担保の趣旨で代理受領委任契約が締結され、その趣旨を認識して承認がなされているのであれば、委任状の文言にあまりこだわることなく担保的効果を与えるべきである、としているようである（甲斐道太郎「代理受領」金法 606 号 24 頁、松本・判例タイムズ 423 号 34 頁等参照）。
 - 3) 我妻栄編著・判例コンメンタールⅢ担保物権法 169 頁（三藤邦彦執筆）、長谷部茂吉・金法 258 号 13 頁。
 - 4) 中馬義直「質権と代理受領の異同」民法学 3 『担保物権の重要問題』51 頁以下、同・ジュリスト 518 号 135 頁、同・神奈川法学 1 卷 1 号 66 頁以下（ただし、ここでは「受任者にだけ支払ってくれ」あるいは「この委任者・受任者双方合意の上でなければ解除できない」という文言の付された委任状に対し承認の奥書をした場合に限っている。中村哲也・法学 34 卷 1 号 131 頁もほぼ同旨。なお、この点については後述。）、高島平蔵・判例評論 128 号 26 頁、網本浩幸「代理受領の法律関係」企業法研究 264 輯 27 頁、鈴木竹雄編「担保・保証」銀行取引セミナー(5)（ジュリスト選書）102 頁、吉原省三「代金債権担保の問題点」金法 452 号 22 頁、柳川俊一・金法 849 号 26 頁、28 頁（注 4）。なお、長尾治助「代理受領に関する判例の概観」手形研究 123 号 8 頁以下も、甲乙丙の関係を三者の合意による契約関係と捉えているように思われる。我妻栄・新版民法案内Ⅱ 174 頁以下も同旨といえようか（本節後注 7）参照）。

『Y₁〔乙〕に対する自己（Y₂〔丙〕）の債務の履行は必ずX〔甲〕を通じてのみ為さねばならない』という債務をX〔甲〕ならびにY₁〔乙〕に対して負った、ということにならざるを得ないであろう。くわしく言えば、Y₂〔丙〕は、Y₁〔乙〕に対する債務を、ⁱX〔甲〕以外の者を通じて支払ってはならないという不作為義務をX〔甲〕およびY₁〔乙〕に対して負い、また、ⁱⁱX〔甲〕を通じて支払うべき作為義務をX〔甲〕およびY₁〔乙〕に対して負ったのである。」（〔甲〕〔乙〕〔丙〕は筆者による付記）といふ⁵⁾。いま丙の義務を甲との関係だけに限って見た場合、丙の甲に対してのみ支払うべき義務は、甲丙間の契約上の債権債務関係に基づく義務であり、丙は甲に対する契約上の債務者として甲に支払うべき義務と甲以外の者に支払ってはならない義務（不作為義務）を負うということになる（もっとも、厳密には、この三面契約説が丙は乙（甲以外の者）に支払わないということの契約上の効果を常に不作為義務と捉えている、と解すべきではない。その効果をどう解すべきかは、甲の丙に対する責任追及としていかなるものを認めるかという問題との関連で決せられる問題である）⁶⁾。

5) 中馬・ジュリスト 518号 135頁。

6) 本文で引用したように、中馬教授は丙の承認によって生ずる契約上の効果の一つを丙の甲に対する不作為義務（債務）と捉えておられるが、このように捉えることは、教授の主張される——丙は承認したにもかかわらず乙に支払ってしまった場合における——甲の丙に対する責任追及の方法を考え合せると、妥当とはいえないであろう。というのは、教授は責任追及の方法として、丙が乙に支払ってもその支払いによる丙の乙に対する債務の消滅を甲に主張しえず甲は丙に対し再度の支払いを請求しうるということを認めており、したがって、丙は単に不作為義務（債務）を負うということにどまらず、丙の乙に対する支払いについて丙の乙に対する債務の弁済の効果（債務の消滅）を否定する効果を丙の承認に認めているというべきだからである。教授のように不作為義務（債務）と捉えるのであれば、丙が乙に支払ってしまった場合乙の丙に対する債権の消滅を前提に丙の不作為義務違反として、債務不履行（あるいは不法行為）による損害賠償の請求という方法で、甲の丙に対する責任追及を認めるべきことになろう（裁判例で認められている不作為義務を考えよ。多くの裁判例では、甲の丙に対する損害賠償請求との関連で不作為義務（債務）が問題になっている）。代理受領委任契約を承認することによって生ずる、丙は乙（甲以外の者）に支払わないということの契約上の効果の内容を不作為義務と解するか、あるいはそれ以上のもの、すなわち丙が乙に支払っても丙の乙に対する債務の消滅を甲に主張しえないものと解するかは、結局甲の丙に対する責任追及の方法をいかなるものと捉えるべきかにかかっているといえよう。

代理受領の法律関係(1)

したがって、甲の丙に対する支払請求は、甲丙間の契約上の債権債務関係から生ずる——支払義務に相応する——甲自身の請求権に基づくものとして許されることになろう⁷⁾。

2 同じく、丙は代理受領委任契約を承認することにより甲に対し義務を負うと解してはいるものの、このような承認に丙が甲に対し支払義務を負うという積極的意味まで求めることは困難であるとして、丙は承認することによって甲以外の者には支払わないという債務だけを甲に対し負う、と解すべきであるとする見解⁸⁾もみられる。この見解によれば、丙が乙に支払ってしまうと、この不作為義務の違反として甲は丙に対し責任の追及（債務不履行による損害賠償請求）をなしうるとするが、丙が甲に対してもまた甲以外の者に対しても任意に支払わない場合には、甲は丙に対しなんらの請求も——なかんずく支払の請求を——なしえないということになろう⁹⁾。したがって、代理受領は、一種の債権担保手段であるといつても、代理受領権者である甲の債権の確保を積極的に実現する方法を有せず、きわめて微弱な効力を有するにすぎないものということになり、甲の地位は弱いものにならざるをえないであろう¹⁰⁾。

3 ともあれ、以上のように、丙が代理受領委任契約を承認することにより——内の甲に対する支払義務および丙は乙（甲以外の者）に支払わないという

7) 我妻博士は、甲は丙に対し支払いの請求をなしうるかについて直接には触れていないが、丙が代理受領委任契約を承認したにもかかわらず乙に代金等を弁済してしまった場合には、甲と丙との間の「了解」（=丙の承認）すなわち契約の効果として、甲はさらに重ねて丙に対し支払いの請求をなしうるとされているので、当然その論理的前提として甲の丙に対する直接の支払請求を肯定しているものといえよう（我妻・前掲書174頁以下、鈴木編「担保・保証」107頁（我妻発言）。同様のものとして、吉原・金法452号22頁。なお、松本・判例タイムズ423号36頁、同・判例タイムズ425号33頁参照）。

8) 柚木馨=高木多喜男・担保物権法〔新版〕（法律学全集19）145頁、浅沼武「代理受領権取得の実効化」金法276号15頁以下。甲斐・金法606号22頁、同「代理受領・振込指定」加藤一郎編・銀行取引法講座下巻293頁以下、松本・判例タイムズ425号33頁以下、37頁も、ほぼ同旨といえよう。

9) もちろん、甲は乙に対する一般債権者の立場から、代理受領の目的となっている乙の丙に対する債権を差押えることによりあるいは債権者代位権を行使することにより、直接丙に対し支払いを求めるすることは言うまでもない。

ことの契約上の効果（その内容は不作為義務に限らない）¹¹⁾が生ずると解するにせよ、不作為義務が生ずるにすぎないと解するにせよ——なんらかの法的効果が生ずると解する学説が多く見られるのに対し、丙の承認はなんらの法的効果も生ぜしめないとする見解はほとんど見られない。ただ、私の知るかぎりでは、代理受領に関する議論の比較的初期の段階において脇屋判事¹²⁾が、解除制限特約および丙は甲に支払うべき旨の文言の記載がなされている委任状に丙による承認の奥書があっても、甲丙間にはなんらの法律関係も生じない¹³⁾として、承認による法的効果の発生を一般的に否定している。すなわち、甲に支払ってほしいという依頼の趣旨が丙に債務を負担せしめる趣旨のものであったとしても、丙による承認がなされたからといって、丙は自己の乙に対する債務につき甲に支払うという内容を甲丙間の契約の目的とすることは、「他人の債権につきその処分を約定することになり、その債権に効力を及ぼし得ないと考えられ、これによって債権者が第三債務者に対し権利を取得するものとは考えられ」ない¹⁴⁾として、甲の丙に対する支払請求を認めない。また他方で、丙により承認

10) もっとも、実際には丙は官公庁等債務の支払いの確実な第三債務者である場合が多いであろうから、丙の債務の弁済期が到来しても——甲に対してであれ、乙に対してであれ——弁済しないということは通常ないであろう。したがって、甲の丙に対する支払請求を認めた場合と比較して、実際上甲はそれほど弱い立場におかれわけではない、と一応いえるかもしれない。しかし、そのような丙であっても正当な受領権限を有する者を確認しないとして甲乙のいづれに対しても支払いを拒むことはありうるであろうし、また、丙が常に債務の支払いの確実な第三債務者であるとは限らないのであるから、一概に、実際上甲の立場はそれほど弱いものにはならない、ということもできないように思われる。

11) 本節前注 6) 参照。

12) 脇屋寿夫「債権確保のための代理受領権の取得」金法 187 号 1 頁以下。なお、小西勝「代理受領に関する学説・判例とその批判」金法 338 号 22 頁以下も否定説を説いているが、丙は甲にのみ支払い乙には支払わないという趣旨が委任状に明確に記載されている場合にまで、丙の甲に対する契約上の支払義務（債務）を否定するものではないようである。

13) ただし、乙丙間においては、丙が自己の乙に対する債務を甲へ支払うという内容を契約の目的となしうるとしているので、丙は承認することにより甲へ支払うべき義務を乙との関係では負担することになる。

14) なお判事は、丙が「新しい債務（債務者に対する第三債務者の債務と別の債務）を負担する」という甲丙間の約定は考えられるが、甲に支払うべき依頼とその承認からはこれを認めることは困難である、とされる。

がなされても甲丙間にはなんらの法律関係も生じないと解することから、丙の不作為義務についても認めず、丙が乙に支払った場合でも、その支払は有効であり丙は原則として甲に対し責任を負わないとしている¹⁵⁾。

4 承認の法的効果を認めない前段の見解と同様、丙は代理受領委任契約を承認することにより契約上の債権債務関係として甲に対し義務を負うとする考え方には反対するが、代理受領委任契約とその承認をこれまでの見解（丙の承認により甲丙間に契約上の効果ないし義務（債務）が生ずるかどうかという視点からの見解）とは異なった構成により甲の担保的利益を確保しようとする見解が、近時みられる。すなわち、伊藤教授は「代理受領制度がまさに債権担保の目的をもったものであることに注目して、すなおに、受任者（債権者）と委任者（債務者）間で、債権担保の目的をもって代理受領が成立しているときは、それはまさに一種の債権担保契約であると解すべきであり、そしてこの契約が、第三債務者の『承認』を受けることによって第三債務者に対し対抗力を取得したとみるべきではないかと思う¹⁶⁾。」としたうえで、甲が丙に対し支払請求ができるのは、丙は承認することにより契約上甲に対し支払義務を負うからではなく、甲が担保権者として取得する取立権に基づき、担保権の実行として取立てができるからである旨、主張される¹⁷⁾¹⁸⁾。このように、承認の法的効果は代理受領の第三債務者に対する対抗力にすぎないとして、甲の丙に対する支払請求の根拠を承認自体に求めずに代理受領委任契約自体から生ずるとする取立権に求めている。しかし、甲は丙の承認を得ておかなければ、丙に対し代理受領を主張しえず、したがって甲が取得した取立権をもって丙に対し支払いを請求しえないことになるし、また、丙が承認したにもかかわらず乙に支払って

15) もっとも、丙が乙に支払ったことにより甲の債権を回収不能にしてしまった場合は、甲は丙に対し不法行為による損害賠償を請求しうる余地のあることを認めていい。しかし、丙の承認になんらの法的効果も認めない場合に、丙の乙への支払が丙の不法行為（一般的の債権侵害と構成するものと思われる）となる可能性があとすることは理論上も実際上もかなり疑問である。この点については後（第二章）に詳論する。

16) 伊藤進・銀行取引と債権担保 295 頁。

17) 伊藤・前掲書 298 頁、300 頁。

しまった場合には、丙はその支払いにより代理受領の目的となっている債権の消滅を甲に主張しえず、甲の支払請求に応じなければならない、と解するのであるから、この見解においても、結論的に見た場合には、承認により契約上の効果（支払義務）の生ずることを認める見解と同様、甲の丙に対する支払請求の可否を承認の有無にかからしめているということができよう。

三 問題点とその検討

1 問題点の指摘

これまでの判例の概観から明らかなように、近時の裁判例は丙の承認に法的効果を認め、丙は甲に対し支払義務と乙（ないし甲以外の者）に支払ってはならないという不作為義務を負うとする傾向にあるといえる。学説における支配的見解も、丙が代理受領委任契約を承認することにより甲丙間に丙は甲以外の者に支払ってはならず甲にのみ支払わねばならないという契約上の効果が生ずるとする。しかし、このような考え方には解釈論上必ずしも明らかでない点ないし疑問点があり、なお掘り下げて検討すべき問題があるように思われる。

検討すべき問題点を指摘すれば、まず第一に、丙が代理受領委任契約を承認したときには甲は丙に対し代理受領の目的となっている債権についての支払いを請求しうるという場合、その根拠を丙の承認によって生ずる甲丙間の契約上

18) したがって、——伊藤教授は明言されていないが——支配的見解のように甲は丙の承認によって生ずる甲丙間の契約の当事者として、すなわち甲自身の丙に対する契約上の権利（支払請求権）の実現として丙に対し支払いを請求するのではなく、乙の丙に対する債権の取立てにつき乙に代わって甲が訴訟を追行するという形式で、丙に対し支払いを請求するということになろう。そうだとすると、その論理的前提としては、乙の丙に対する債権の取立てにつき甲の当事者適格を認めるために、代理受領委任契約とその承認のある場合にはその取立てについて甲の任意的訴訟担当が許される、と解さなければならぬといえよう。

なお、浜上教授は、伊藤教授と同様、甲の丙に対する支払請求が認められる根拠を、丙の承認より生ずる契約上の効果（支払義務およびこれに相応する支払請求権）に求めてはいないが、甲の代理権そのものが訴訟物となり（どういう意味か不明）、実体法上の権利であるこの代理権に基づいて甲は自己の名前で丙に対し裁判上請求しうるとし、あえて任意的訴訟担当の理論をもつくる必要はないという（しかし、このようにいえるかどうかははなはだ疑問である）。浜上則雄「撤回しえない任意代理権について」民商40巻1号46頁、50頁参照。

代理受領の法律関係(1)

の支払義務に求めているが、果して妥当といえるか、という点である。すなわち、甲の丙に対する支払請求が認められる根拠をこの支払義務に求めるとするとき、この支払請求はその支払義務に相応する甲自身の丙に対する支払請求権に基づくものであるということになり、甲は丙の承認によって生ずる甲丙間の契約における債権者として、丙に対し支払いを請求しうることになろう。そうだとすると、この甲の丙に対する債権（支払請求権）と乙の丙に対する債権とはどのような関係に立つことになるのであろうか。甲の丙に対する支払請求は、一面で自己の丙に対する債権の実現であるとともに、他面では乙の丙に対する債権の取立てということになるのであろうか。このように考えた場合、果たして疑問は生じないものであろうか（甲乙丙の三者間の契約をもって甲は乙の丙に対する債権を裁判上も取立てうるとすることができるものであろうか）。あるいはまた、支配的見解のように解すべきではなく、⑭の判決のように、甲乙丙の三者間の合意で甲に——実体法上の請求権ではなく——乙の丙に対する債権の取立権が与えられたものであり、甲の丙に対する支払請求は任意的訴訟担当として許される、と解すべきものなのであろうか。もし甲の丙に対する支払請求が甲の任意的訴訟担当による乙の丙に対する債権の取立てであるとすると、甲乙間の代理受領委任契約と丙の承認により、果して甲の任意的訴訟担当が許されると解しうるものであろうか。

第二に、ほとんどの学説および一部の裁判例は、これまで見てきたように、丙は代理受領を承認することにより甲に対し支払義務を負うか、という点から甲の丙に対する支払請求の可否を論じている。すなわち、丙は承認しても甲に対し支払義務を負うものではないと解されると、甲は丙に対し直接支払いを請求しえないということになり、反対に丙の承認により丙は甲に対し支払義務を負うと解されると甲は丙に対して支払請求しうることになるというように、丙の承認の効果をどう考えるかによって甲の丙に対する支払請求の可否が決せられるわけである。しかし、このように考えなければならない必然性があるのであろうか。丙による承認がなされていない場合あるいは承認がなされていても承認により丙の甲に対する支払義務は生じないと解される場合には、甲の丙に対する支払請求を求める余地は全くないのであろうか。承認の法的効果につい

て前段で述べたような不明確さがあるとすれば、むしろ甲の丙に対する支払請求の可否ないし根拠について丙の承認の法的効果と切り離して考えた方が明快な構成ができるのではなかろうか。

第三に、丙の代理受領の承認により丙は乙（甲以外の者）に支払ってはならないということの契約上の効果（その内容は不作為義務に限らない）が生ずるとされているが、この契約上の効果はどのような意味内容を持つものと解されるべきであろうか。すなわち、丙が承認したにもかかわらず甲に対してではなく乙に対して支払ってしまった場合、丙は甲との関係ではその支払いによる乙の丙に対する債権の消滅を主張しえない、したがって、甲は再度丙に対し支払いを請求しうる、と解されるべきなのであろうか。それとも、丙の乙に対する支払いによって乙の丙に対する債権は消滅するが、甲はただ丙に対しその債権を消滅させたことによって被った損害の賠償を請求しうるにとどまる、すなわち不作為義務（債務）、と解されるべきなのであろうか。この点に関しては、判例は後者のように解しているようであるが、学説においては争いがある。

以下本節では、これらの問題点のうち第一と第二の点について検討する。第三の点に関しては、その契約上の効果の理解の仕方如何が甲の丙に対する責任追及の問題と密接に関連しているので、この責任追及の問題を取り扱うところ（第二章）で検討することにしよう。

2 検討

(1) 第一点について——近時的一部の裁判例¹⁾および支配的学説²⁾は、すでに述べたように、丙が代理受領委任契約を承認した場合に認められる甲の丙に対する支払請求を、丙の承認により生ずる甲丙間の契約上の効果（支払義務）に基づくものと解しており、したがって、この支払請求は乙の丙に対する債権とは別個の——丙の甲に対する支払義務（債務）に相応する——甲自身の丙に対する債権（支払請求権）に基づくものである³⁾、と捉えることができるようと思われる。しかし、このように捉えることは次の点を考えた場合正当といえ

1) もっとも、その多くは一般論ないし傍論として述べているにすぎないものであることは、すでにみたとおりである。

2) 前節注4)参照。

ないのでなかろうか。

(i) 第一に、代理受領の目的となっている乙の丙に対する債権と丙の承認によって生ずる甲の丙に対する債権（支払請求権）との関係である。後者の債権は、前者の債権とは別個の債権であるといつても全く相互に無関係の金銭債権であるというのではなく、前者の債権につき丙が本来乙に支払うべきものを甲に支払うことによって前者の債権についての弁済とするこをその内容としている。したがって、丙が甲に支払えば後者の債権とともに前者の債権も消滅し、反対に丙が乙に支払えば前者の債権とともに後者の債権も消滅する⁴⁾、という関係になろう。しかし、このように捉えることに対しては、判決の既判力の問題を踏まえて考えた場合に疑問が生ずるようと思われる。すなわち、甲が丙に対し支払いを請求したのに対して、丙の乙に対する債務は存在しないで支払いを拒絶する、という丙の主張が裁判上認められ、甲の請求が棄却されたとし

3) なお、このような考え方は、⑭の事案における原告の主張にも典型的に現われている。すなわち、原告〔甲〕は前訴において債権質権に基づく取立権を主張したのに対し原告敗訴の判決が確定したのであるが、「然し、前訴の内容は原告〔甲〕が〔乙〕の被告〔丙〕に対する代金債権の質権者として、右代金債権の履行を求めたものであるのに対し、本訴ではまず、被告〔丙〕の原告〔甲〕に対する債務（被告〔丙〕が〔乙〕に対する代金を〔乙〕に交付せず、原告〔甲〕に交付するという作為義務）の不履行を原因とし原告〔甲〕が被告〔丙〕に対し有するに至った損害賠償債権の履行を求め、予備的に原告〔甲〕が被告〔丙〕に対して有する右債権そのものの履行を求めているのであるから、訴訟物は別であるし、既判力の問題が入ってくる余地はない。」

また、本訴における原告〔甲〕の請求は、すべて原告〔甲〕の被告〔丙〕に対する債権そのものの履行であること右のとおりであるから、原告〔甲〕につき訴訟追行権ないし当事者適格の問題がおこるわけはない。」（〔 〕内および傍点は筆者による付記）、と主張する。

4) もっとも、丙の承認により生ずる乙に支払わないということの契約上の効果の理解の仕方によつては、丙が乙に支払っても丙は前者の債権の消滅を甲に主張しえない結果甲は後者の債権の不消滅を主張しうる、と解する余地があろう。しかし、このように解する場合でも、丙が乙に対して有している債権を反対債権として正当に相殺した場合や、前者の債権を差押えた乙の一般債権者による取立てに丙が応じてこの債権者に支払った場合等、丙が正当な理由によって前者の債権を消滅させた場合には、甲はその債権の不消滅を主張しえないので、後者の債権も消滅することになろう。

ても、その既判力は、甲がその後新たに提起した——債権者代位権の行使により乙を代位して丙に対し支払いの請求をする——代位訴訟によって、あるいは甲の乙に対する債権の債務名義を得て乙の丙に対する債権を差押えて取立てる場合には及ばない⁵⁾ということになろう。そうだとすると、丙がせっかく乙の丙に対する債権の不存在等を主張・立証して甲の支払請求を棄却する判決を得、この判決が確定したとしても、丙は再度甲による支払請求訴訟にさらされ、前訴と矛盾する判断のなされる可能性が生ずることになり、丙はかなり不利な地位に置かれることになろう。また逆に、甲の丙に対する支払請求訴訟で甲の勝訴判決が確定したので丙がやむなく甲に代金を支払ったとしても、この既判力は丙により新たに提起された——乙の丙に対する債権の不存在を理由とする——乙に対する不当利得返還請求訴訟⁶⁾には及ばないので、丙はこの債権の不存在を主張・立証して乙に対し甲に支払った金額の返還を請求する余地が生ずることになろう。そうだとすると、上述のように甲の丙に対する支払請求を丙の承認により生ずる契約上の債権（支払請求権）と捉えることは、法律関係を複雑にし各当事者にとって利益とならないであろうから、決してよい理論構成であるとはいえないようと思われる。

(ii) 第二に、甲の丙に対する支払請求は、一面で、丙の承認により生ずる——丙の甲に対する支払義務に相応する——甲の丙に対する実体法上の支払請求権の実現であるとともに、他面では、乙の丙に対する債権の取立てである、ということになりそうであるが、その支払請求を丙の承認により生ずる契約上の債権（支払請求権）に基づくものであると構成することによって、はたして乙の丙に対する債権の取立てを可能にするものなのであろうか。中馬教授は「受任者の権利行使が委任者の代理人としてのものであるからとて、代金債務者であるY₂〔丙〕は絶対に受任者たるX〔甲〕に対し契約上の履行義務を負担し

5) ただし、判決理由中の判断であっても既判力類似の効力（争点効）を認めうる場合があるとする見解に立つときは、甲が新たに提起した本文のような訴訟にその効力が及ぶと解する余地も出てこよう。

6) この点は、不当利得における三角関係の問題ないし代理人に支払った場合の不当利得法上の問題として議論されるところであるが、詳論は控える。

代理受領の法律関係(1)

えないものとすることには、賛成できない。」「受任者としてのX〔甲〕の権利行使がX〔甲〕自身に属する代金債権の行使ではないからとて、X〔甲〕のそのような代理権行使をめぐって、Y₂〔丙〕がX〔甲〕に対し当事者間の特約に基づく履行義務を負担することは、背理でも不可能でもないと思われる。」⁷⁾と述べておられる。教授の説かんとするところ必ずしも明快とはいえないが、要するに、丙の承認によって生ずる甲丙間の契約上の効果（丙の甲に対する履行義務）に基づいて乙の丙に対する債権を委任者乙の代理人として取立てができる、ということであろう。しかし、このように考えることは妥当であるといえるであろうか。甲は——丙が甲に対し負っている支払義務（履行義務）に相応して——丙に対し支払請求権を有していることになるので、この支払請求権に基づき権利者としてすなわち甲自身の名で丙に対し支払いを請求することができるということになりそうであるが、このことと甲が代理人として取立てることとの関係をどのように理解したらよいのであろうか。甲が代理人として取立てうるという点をごく普通に考えれば、訴訟上も債権者である乙＝本人の名のもとに、すなわち乙を当事者として丙に対し支払いを請求するということになろう。そうだとすると、甲自身が丙に対し支払請求権（履行請求権）を有しているということの意味をどのように理解したらよいのであろうか。それとも、甲は乙の代理人であるが、甲自身の名ですなわち甲が訴訟上当事者として取立てることを妨げるものではないというのであろうか。

ともあれ、甲は訴訟上自己の名ですなわち当事者として丙に対し支払いを請求しうると解するにせよ、あるいは甲は乙の名ですなわち訴訟代理人として丙に対し支払いを請求しうると解するにせよ、甲の丙に対する支払請求を丙が代理受領委任契約を承認したことにより生ずる契約上の効果に基づくものとして捉えることに対しては、次の点で問題があろう。すなわち甲が乙の代理人として乙の名で丙から取立てる場合には甲は乙の訴訟代理人として取立訴訟を追行することになろうが⁸⁾、丙の承認により契約上の効果（丙の支払義務）が生ずるということを根拠にして、甲の訴訟代理は通常許されるものではなかろう。

7) 中馬・ジュリスト 518 号 135 頁。なお、同・民法学 3 55 頁も参照。

民事訴訟法79条1項によれば、法令で訴訟代理人とされる者は弁護士でないかぎり原則として訴訟代理人となりえない⁹⁾。この原則（弁護士代理の原則）は「三百代言などの不明朗な職業の発生を一般的に防止するとともに、具体的には法律に暗い本人の利益保護を確実にし、かつ、手続進行の円滑化を目的としたものである。」¹⁰⁾といわれているように、主として公益を目的とした原則であるとされている。したがって、丙は甲に支払義務を負うということについて丙の承認により甲乙丙三者間に合意があったからといって、甲が乙の代理人として丙に対し支払請求することを一般的に許すことは、その公益を目的とした原則を潜脱するこになろう。

次に、甲は訴訟代理人としてではなく、自己の名ですなわち丙の承認により生ずる請求権の権利者として——甲自身の請求権の履行を請求するという方法を通じて——乙の丙に対する債権の取立てを実現しうる、と解する考え方は、妥当であろうか。まず、丙が代理受領委任契約を承認したことから、乙の丙に対する債権の取立てを実質的内容とする甲丙間の契約上の債権債務関係を創設させることができるかという問題¹¹⁾があろう。これについては、丙の承認によって生ずる甲丙間の契約関係において、乙の丙に対する債権の取立てをその債務内容にすることは、甲丙間の合意で「他人の債権につきその処分を約定する

- 8) もっとも、甲に取立てのため弁護士を選任する権限が乙より与えられているときには、甲自身が訴訟代理人とならずに単に弁護士（訴訟代理人）を選任して取立ての場合もある。しかし、この場合には甲は乙のための訴訟代理人を乙に代わって選任したにすぎず甲自身は訴訟上現われてこないのであるから、甲が乙に代わって丙に対し訴訟上支払いを請求している（取立てる）ということにはならないであろう。
 - 9) したがって、甲が弁護士である場合あるいはこの原則の例外として甲は弁護士ではないが簡易裁判所係属の事件において甲が訴訟代理人となる許可を得た場合（民訴79条1項但書）には、甲は訴訟代理人となりうるので、この限りで甲は代理人として丙に対し支払いを請求することができるということになろう。しかし、この場合の甲の請求は、代理受領委任契約について特に丙の承認がなくとも、甲乙間のその委任契約に訴訟委任の趣旨が含まれていさえすれば可能なのであって、甲が丙に対して請求しうるかどうかは丙の承認の有無とかかわりのないものであろう。なお、脇屋・金法187号4頁参照。
- 10) 新堂幸司・民事訴訟法（現代法学全集30巻）123頁。
- 11) この問題は、前段で触れなかったが、代理人として取立ての場合にも生ずる問題である。便宜上ここで触ることにする。

代理受領の法律関係(1)

ことにな」るので、そのような内容の債権を甲が丙に対し取得することは不可能である、という主張¹²⁾もみられる。しかし、すくなくとも代理受領委任契約とその承認においては、甲が乙の丙に対する債権を取立てることについて乙が全く関与していないわけではなく、乙の甲丙に対する依頼ないし乙を含めた三者間の合意があるといえるのであるから、甲丙間の合意だけで「他人の債権につき処分を約定する」という場合と同様に考えるべきではなかろう。したがつて、代理受領の場合、「他人の債権につき 処分を 約定することにな」るという理由からは、甲が乙の丙に対する債権の取立てを実質的内容とする債権を取得しえないということを、帰結しえないように思われる。

しかし、それにもかかわらずやはり、甲が丙の承認によって生ずる契約上の効果（支払請求権）を根拠にして自己の名において行う丙に対する支払請求を許すべきではなかろう。民事訴訟法理論によれば、法令に特別の定めのない限り、ある者の権利につき他人がその権利者の授権を得て自己の名で訴訟を追行すること（任意的訴訟担当）は、これを自由に認めると弁護士代理の原則（民訴79条）を脱法的に潜脱し訴訟信託の禁止（信託法11条）の趣旨に抵触するおそれがある、という公益的理由から、原則として許されないとされている¹³⁾。もし、甲が甲丙間の契約上の効果（支払請求権）に基づいて、自己の名で丙に対し支払いを請求しうるとすると、丙の承認がありさえすれば甲は自由に乙の丙に対する債権を取立てうるということ——すなわち、実質的に任意的訴訟担当を広く認めたと同じ結果をもたらすこと——になり、したがって、公益的見地より認められている弁護士代理の原則や訴訟信託の禁止を潜脱し、任意的訴訟担当を原則として許さないとする趣旨を没却することになりかねないであろう¹⁴⁾。そうであるとすれば、このような支払請求を根拠づけるのに、乙の丙に対する債権の支払いにつき丙が承認したことから甲丙間に契約上の効果（支払請求権）が生ずると構成することは、妥当であるとはいえない。

ところで⑭の判決は、すでに紹介したように、代理受領委任契約が丙によっ

12) 脇屋・金法 187 号 3 頁。

13) 新堂・前掲書 196 頁以下、三ヶ月章・民事訴訟法（法律学講座双書）240 頁、福永有利「任意的訴訟担当の許容性」中田淳一先生還暦記念上76頁等。

て承認された場合には、甲乙丙三者間の合意により甲の乙に対する債権の回収確保のため甲に乙の丙に対する債権の取立権が与えられたと解しうるとし、甲の任意的訴訟担当が許される、と判示している。しかし、甲の丙に対する支払請求を任意的訴訟担当の問題として処理しようとしてすること自体は後に述べるように適切であるとしても、代理受領において任意的訴訟担当が許されるとする理由づけには若干問題があるようと思われる。すなわち、任意的訴訟担当が原則として許されないとされてきたのは、前述のように弁護士代理の原則や訴訟信託の禁止という公益を目的とする原則を脱法的に潜脱してはならないとする趣旨からあって、訴訟の相手方の利益が考慮された結果からではない¹⁵⁾。このような民訴理論の基本的立場に従う以上、任意的訴訟担当が具体的に許されるかどうかの判断にあたっては、上の原則を潜脱するかどうかを中心にして吟味すべきであって、丙が代理受領委任契約を承認しているかどうかを問題にすることによって丙の立場なり利益を考慮することは必要なかろう。したがつて、

-
- 14) たしかに近時、判例学説は、弁護士代理の原則や訴訟信託の禁止を潜脱するものではなく、任意的訴訟担当を認める合理的必要がある場合には、広くこれを認めていこうとする傾向にある。この傾向からすれば、——代理受領だけに限っていうと——代理受領委任契約は担保の目的でなされているものであり、甲は自己の担保的利益を実現するために丙に対し支払いを請求するのであるから、上の原則を潜脱することにはならず、したがって丙の承認により甲丙間に契約上の効果が生ずると構成して、これに基づき甲は自己の名で丙に対し支払いを請求しうる、といってもよさそうに思われる。しかし、そうであるとしても、債権担保を目的としていない取立委任契約がなされている場合には、たとえ債務者が受任者に支払うこととを承認していたとしても受任者が自己の名で債務者に対し支払いを請求することは、——代理受領の場合と同じく受任者に支払うことを承認したものであり、したがってこの取立委任契約の場合にも受任者・債務者間に承認によって契約上の効果（支払請求権）が生じなければならないはずでありながら——通常、上の原則を潜脱することになるであろうから許されないことにならう。それゆえ、承認により契約上の効果（支払請求権）の発生する可能性を認めたとしても、これに基づく支払請求は任意的訴訟担当の許される範囲でのみ認められるにすぎないということになり、その支払請求の可否は結局任意的訴訟担当の許容性の問題に尽きることになるといえよう。そうであるとするならば、端的に、甲の丙に対する支払請求は任意的訴訟担当の問題として処理すべきではなかろうか（本節(2)参照）。
- 15) 福永・前掲論文89頁。もっとも、日本法と事情を異にするドイツ民訴法では、訴訟の相手方の利益を考慮すべきであるかが若干問題にされているようである（福永・前掲論文78頁以下参照）。

代理受領の法律関係(1)

丙が承認することにより、甲が乙の丙に対する債権を取立てることにつき甲乙丙三者の合意のあったことを根拠にして、甲の任意的訴訟担当を認めることは、従来の民訴理論に必ずしも適合しないように思われる。

従来の支配的見解は、丙が代理受領を承認することによって、丙の甲に対する契約上の支払義務（およびこれに相応する支払請求権）が生ずる（あるいは甲乙丙三者間の合意により甲の任意的訴訟担当が許される），と解することを通じて甲の丙に対する支払請求を認めているように、この支払請求の問題を丙の承認と結びつけて論じてきた。しかし、このように考えることに対しては種々の疑問があるとする以上の検討を踏まえると、この支払請求の問題を丙の承認と結びつけて議論すること自体にそもそも問題があったといえるのではなかろうか。以下では、この視点から、甲の丙に対する支払請求の問題をどのように捉えたらよいかについて検討していくことにする。

(2) 第二点について——代理受領において甲の丙に対する支払請求が許されるとする論拠を丙の承認との関連で捉えようすると、前項で検討してきたように妥当でない結果や種々の疑問を生じかねないというのであれば、すでにみた比較的初期の裁判例や一部の学説のように、丙により承認がなされても甲は丙に対し支払いを請求しえない、と解するほかないであろうか。丙の承認と無関係に——言い換えば丙の承認の有無にかかわらず——甲は丙に対し支払いを請求しうると考える余地はないであろうか。従来の見解を見ると、一般に、——丙の承認がなされている場合に、甲は丙に対し支払いを請求しうると解するにせよ、あるいは請求しえないと解するにせよ——甲乙間の代理受領委任契約がなされているだけで丙の承認がない場合には甲は丙に対し支払いを請求しえない、ということが代理受領における支払請求の問題の当然の前提になっていたと考えられる。そこで、この前提が当然のことといえるかについて、代理受領委任契約の内容を見直すことを通じて考えていくことにしよう。

代理受領委任契約では、通常、乙は甲を代理人として「乙の丙に対する債権についての（請求・）受領に関する一切の件」を委任し、あわせて乙自身がその債権を（請求・）受領しないことを約束している。この委任の内容は、たしかにその文言だけからは必ずしも明らかであるとはいえないが、甲がその債権

を——乙の代理人としてあれ、自己の名においてあれ——実際に裁判上取立てうる権限（取立権）を有するに至るかどうかはともかくとして、乙は裁判上裁判外におけるその債権の取立てを甲に委任する趣旨のものであると解し¹⁶⁾うるのであって、単なる受領の委任すなわち支払われた代金等を受領する権限が甲に与えられているにすぎないという趣旨のものであると解すべきではなかろう¹⁷⁾。なぜなら、甲乙間の契約において、一方で乙は——乙の丙に対する債権の取立権を失うものではなく、取立てないという債務を甲に対して負うにすぎないものであるとしても——みずから自己の債権を取立てられないとしているにもかかわらず、他方でその契約の趣旨を乙はその債権の取立てを甲に委任したものではない（単に受領を委任したにすぎず、したがって甲は裁判上丙に対し支払いを請求しえない）と理解することは、結局甲乙間で取立てられない債権を作ることになり、甲乙両当事者の合理的意思に合致しないと思われるからである。

では、代理受領委任契約によって乙は自己の丙に対する債権の取立てを甲に委任していると解し¹⁶⁾うるとすると、次に乙は甲にどのような形式での取立てを委任していると解すべきであろうか。形式としては、甲が乙の代理人として取立て¹⁷⁾るという方法（代理形式）と取立てを目的とする授権によって甲自身の名で取立て¹⁷⁾るという方法（授権形式）が考えられるが、そのうち、今日一般に委任状に記載されている文言から見れば、その方法は代理形式による取立てであると解するのが自然であるといえよう。しかし、甲の取立てが代理形式で行わ

16) いうまでもないことではあるが、取立委任契約がなされたということから当然に受任者に取立権が与えられ受任者による訴訟追行が可能になる、というものではないことに留意すべきであろう。受任者が取立権を有するかどうかは、受任者が訴訟代理人となりうるかどうかあるいは当事者適格を持ちうるかどうか、すなわち弁護士代理の原則あるいは任意的訴訟担当の問題との関連で決まってくるものであり、取立委任がなされているということだけで決まるものではない。

17) 支配的見解の考え方においても、このように解することが前提となろう。なぜなら、丙は代理受領を承認することによって甲に対し契約上の支払義務を負い、したがって甲は丙に対し支払いの請求をなしうる、と考える場合に、乙は自己の丙に対する債権の取立てではなく単にその受領について甲に委任していると解するとすれば、甲の丙に対する支払請求は他人（乙）の債権を甲丙間の合意で勝手に——すなわち取立てについて乙による委任がないのに——取立て¹⁷⁾るということを意味することになり、他人の財産管理権の不当な侵害になりかねない、と思われるからである。

れるべきであるということになると、裁判上の取立てでは甲は乙の訴訟代理人として丙に対し支払いを請求することになる¹⁸⁾が、前述のように原則として委任により甲を訴訟代理人とすることはできない（民訴法79条参照）のであるから、取立てに関する代理権を甲に付与することを内容とする委任契約（およびこの契約に対する丙の承認）がなされたということだけで通常訴訟追行が許されるものではなかろう¹⁹⁾。このような結果は前述の訴訟法的視点での公益的理由からやむを得ないことであるとはいえるが、委任契約の内容は裁判上の取立てをも委任する趣旨すなわち取立権を与える趣旨である、という当事者の意思に適っているとはいえない。むしろ委任状に記載されている文言=代理形式にこだわることなく、その取立委任の内容を実現できるように解釈すべきであり、そのように解釈することが、代理受領における当事者の合意的意思を尊重することになるものといえよう。そうであるとすると、次に乙は甲に取立てのために授権していると解する²⁰⁾ことはできないであろうか。甲乙間の取立委任が授権形式のものであると解すると、甲は債権者乙に代わって自己の名で取立てということになるが、この取立てが裁判上も許されるかは結局甲にその取立てにつき当事者適格が認められるか、すなわち甲の任意的訴訟担当が許されるか、という問題に帰着することになる。

ところで、前述のように、従来一般に任意的訴訟担当は原則として許されないと考えられてきたが、近時の最高裁判決²¹⁾や学説²²⁾は、弁護士代理の原則や

18) なお、本節注8)参照。

19) もっとも、浜上教授は、前述（前節注18)参照）のように甲の代理権そのものに基づいて、甲は自己の名で債権を取立てうるという（浜上・民商40巻1号46頁、50頁）。しかし、代理権自体の問題（たとえば代理権の存否、代理権の範囲等に関する問題）についてではなく、代理権の行使に関して代理人である甲が自己の名で訴訟を追行しうることは、弁護士代理の原則や任意的訴訟担当の理論を全く無視することになり不当であるといわなければならない。

20) 学説判例とも、取立てのためにする債権譲渡との関連において取立授権の有効性を承認している。さしあたり、我妻栄・新訂債権総論（民法講義IV）550頁以下、於保不二雄・債権総論〔新版〕（法律学全集20）297頁参照。なお、伊藤進「授権（Ermächtigung）概念の有用性」法律論叢39巻4・5・6合併号400頁以下参照。

21) 最大判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁。

22) 福永・前掲論文75頁以下、三ヶ月・前掲書239頁以下、新堂・前掲書196頁以

訴訟信託の禁止を潜脱するものではなく、任意的訴訟担当を認める合理的必要がある場合（たとえば、他人の権利関係に関する訴訟の結果につき利害関係を有する場合）には、広くこれを認めていこうとする傾向にある。このような傾向からすれば、代理受領における甲の丙に対する支払請求は、乙の利益のためではなく甲の債権の回収確保という甲自身の利益のためのものであり、したがって、甲は債権者乙に代って丙に対して行う取立訴訟の結果につき利害関係を有しているといえるし、任意的訴訟担当の禁止原則の根拠となっている前述の公益上の諸原則を潜脱することにもならないであろうから、甲の任意的訴訟担当による丙に対する支払請求は許されてよからう。そうだとすると、任意的訴訟担当の許否の問題では訴訟の相手方である丙の利益・立場を害するかどうかは問題にされていないのである²³⁾から、甲の丙に対する支払請求に関して支配的見解のように丙の承認を問題にし、それを通じて丙の利益・立場を考慮することは、必要ないということになろう。この支払請求は、受任者である甲の固有の利益（甲の債権の回収確保という利益）のために、甲乙間の代理受領委任契約と呼ばれる委任契約によって甲に取立てを目的とする授権がなされた、ということそれ自体から認められることであって、丙の承認とは無関係であるというべきであろう。

以上のように、甲の丙に対する支払請求の問題を丙の承認の法的効果の問題

下。

- 23) 福永・前掲論文86頁注(19)は「訴訟の相手方の不利益という点も、このような〔訴訟追行についての自己固有の〕利益を有する訴訟担当者が訴訟を担当する限り、それを考慮する必要はないと思われる。」〔 〕内は筆者による付記) という(なお、福永・前掲論文80頁注(8)、同・89頁参照)。実際、債権者以外の者が取立てうるとすることによって、債務者はたいして不利益を受けることはないと思われるが、多少不利益を受けるとしても、債権が譲渡された場合、債権者代位権が行使された場合あるいは、差押債権者によって取立てられる場合には、債務者は譲受人、代位権を行使する者あるいは差押債権者を取立て訴訟における当事者と認め、不利益を甘受しなければならないのであるから、任意的訴訟担当の場合においても、同様に債務者は訴訟の相手方はそれを甘受すべきものと考えてよからう。なお、ドイツにおいて任意的訴訟担当を否定しようとする少数説は、その否定の根拠を訴訟の相手方に不利益を与えるおそれがあるという点に求めている。しかし、判例・通説=肯定説はこの点を重大視していない(福永・前掲論文78頁以下参照)。

代理受領の法律関係(1)

としてではなく単に任意的訴訟担当の問題として把握する場合には、丙の承認により丙は甲に対し契約上の支払義務を負うと構成する場合に生ずるような判決の既判力に関する疑念（本節 2(1)(i)参照）から免れる（民訴訟法 201 条 2 項参照）とともに、法律構成も簡明になるであろう（甲は乙の丙に対する債権について乙に代わって訴訟追行（裁判上の取立て）をなしうるかという当事者適格の問題にすぎなくなる）。

もっとも、丙が代理受領委任契約を承認したかどうかと無関係に甲は丙に対し支払いを請求しうるということは、一つの担保方法であるといわれている代理受領においてそもそも甲の丙に対する支払請求は許されるのか、という問い合わせに対する答えであって、丙が甲に支払わず乙に支払ってしまった場合なお甲は丙に対し支払いを請求しうるか、あるいは債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を請求しうるか、という問題（責任追及の問題）と直接結びつくものではない。丙が乙に支払ってしまった場合の甲の丙に対する責任追及の問題は、承認の法的意義——承認により生ずる、丙は乙（甲以外の者）に支払わないということの契約上の効果をどのような内容のものとして理解すべきかという問題——との関連で別個に検討されるべきものであろう（この点については、次章で検討する）。